

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年 8 月29日

【計算期間】 第 2 期中
（自 平成22年11月30日 至 平成23年 5 月29日）

【ファンド名】 中国インド・ダイナミック・グロース・ファンド

【発行者名】 新生インベストメント・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 井上 善雄

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋室町二丁目 4 番 3 号

【事務連絡者氏名】 伊藤 真澄

【連絡場所】 東京都中央区日本橋室町二丁目 4 番 3 号

【電話番号】 03 - 6880 - 6400

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1 【ファンドの運用状況】

以下は平成23年6月末日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（1）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	シンガポール	1,406,215,502	94.73
親投資信託受益証券	日本	20,035,461	1.35
コール・ローン等、その他の資産 (負債控除後)	—	58,271,782	3.93
合計(純資産総額)		1,484,522,745	100.00

（2）【運用実績】

① 【純資産の推移】

平成23年6月末日および同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落ち)	(分配付き)	(分配落ち)	(分配付き)
第2期中間計算期間末 (平成23年5月29日)	1,540	—	0.9989	—
平成22年6月末日	2,358	—	0.9774	—
平成22年7月末日	2,399	—	1.0000	—
平成22年8月末日	2,264	—	0.9695	—
平成22年9月末日	2,376	—	1.0652	—
平成22年10月末日	2,187	—	1.0620	—
平成22年11月末日	2,013	—	1.0672	—
平成22年12月末日	1,919	—	1.0463	—
平成23年1月末日	1,766	—	0.9952	—
平成23年2月末日	1,630	—	0.9512	—
平成23年3月末日	1,766	—	1.0385	—
平成23年4月末日	1,657	—	1.0690	—
平成23年5月末日	1,555	—	1.0104	—
平成23年6月末日	1,484	—	0.9975	—

*純資産総額（百万円）は単位未満を切捨てて表示しています。

② 【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金
第2期中間計算期間 (平成22年11月30日～平成23年5月29日)	—

③ 【収益率の推移】

計算期間	収益率（%）
第2期中間計算期間 (平成22年11月30日～平成23年5月29日)	△5.4

＊計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付きの額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

2【設定及び解約の実績】

計算期間	設定数量（口数）	解約数量（口数）
第2期中間計算期間 （平成22年11月30日～平成23年5月29日）	25,636,576	373,029,993

3【ファンドの経理状況】

- （１）当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- （２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期中間計算期間（平成21年12月18日（設定日）から平成22年6月17日まで）及び第2期中間計算期間（平成22年11月30日から平成23年5月29日まで）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

中国インド・ダイナミック・グロース・ファンド 中間財務諸表
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第1期中間計算期間 (平成22年6月17日現在)	第2期中間計算期間 (平成23年5月29日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	98,249,721	64,110,780
投資信託受益証券	2,351,810,412	1,467,496,957
親投資信託受益証券	20,011,820	20,033,491
未収入金	—	19,389
未収利息	134	262
流動資産合計	2,470,072,087	1,551,660,879
資産合計	2,470,072,087	1,551,660,879
負債の部		
流動負債		
未払解約金	10,084	528,477
未払受託者報酬	315,817	230,063
未払委託者報酬	14,085,324	10,260,781
その他未払費用	549,154	524,900
流動負債合計	14,960,379	11,544,221
負債合計	14,960,379	11,544,221
純資産の部		
元本等		
元本	2,435,766,193	1,541,799,557
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	19,345,515	△1,682,899
純資産合計	2,455,111,708	1,540,116,658
負債純資産合計	2,470,072,087	1,551,660,879

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 (自平成21年12月18日（設定 日） 至平成22年6月17日）	第2期中間計算期間 (自平成22年11月30日 至平成23年5月29日）
営業収益		
受取利息	22,250	17,192
有価証券売買等損益	31,822,232	△77,579,947
営業収益合計	31,844,482	△77,562,755
営業費用		
受託者報酬	315,817	230,063
委託者報酬	14,085,324	10,260,781
その他費用	549,154	524,900
営業費用合計	14,950,295	11,015,744
営業利益又は営業損失（△）	16,894,187	△88,578,499
経常利益又は経常損失（△）	16,894,187	△88,578,499
中間純利益又は中間純損失（△）	16,894,187	△88,578,499
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	9,052,796	△1,436,183
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—	104,759,547
剰余金増加額又は欠損金減少額	12,303,024	489,063
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	12,303,024	489,063
剰余金減少額又は欠損金増加額	798,900	19,789,193
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	798,900	19,789,193
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
中間剰余金又は中間欠損金（△）	19,345,515	△1,682,899

（３）【中間注記表】

（中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項に関する注記）

項目	第１期中間計算期間 （自平成21年12月18日（設定日） 至平成22年６月17日）	第２期中間計算期間 （自平成22年11月30日 至平成23年５月29日）
１．有価証券の評価基準及び 評価方法	（１）投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価 しております。時価評価にあたっては、中 間計算期間末日に知りうる直近の日の 基準価額に基づいて評価してしま す。 （２）親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価し ております。時価評価にあたっては、中 間計算期間末日における親投資信託受 益証券の基準価額に基づいて評価して おります。	（１）投資信託受益証券 同左 （２）親投資信託受益証券 同左
２．その他中間財務諸表作成 のための基本となる重要 な事項	ファンドの中間計算期間 当ファンドの計算期間は原則とし て、毎年11月30日から翌年11月29日ま でとしておりますが、第１期中間計算 期間は期首が設定日のため、平成21年 12月18日から平成22年６月17日までと なっております。	ファンドの中間計算期間 当ファンドの第２期中間計算期 間は、平成22年11月30日から平成 23年５月29日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目	第１期中間計算期間 （平成22年６月17日現在）	第２期中間計算期間 （平成23年５月29日現在）
１．当該中間計算期間の末日における受益権 総数	2,435,766,193口	1,541,799,557口
２．投資信託財産の計算に関する規則第55条 の６第10号に規定する額 元本の欠損	-	1,682,899円
３．１口当たり純資産額 （１万口当たり純資産額）	1.0079円 (10,079円)	0.9989円 (9,989円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1期中間計算期間 （自平成21年12月18日（設定日） 至平成22年６月17日）	第２期中間計算期間 （自平成22年11月30日 至平成23年５月29日）
剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額 又は欠損金増加額 中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額、及び中間一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額はそれぞれ剰余金減少額又は欠損金 増加額及び剰余金増加額又は欠損金減少額を差し 引いた純額で表示しております。	剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又 は欠損金増加額 同左

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第1期中間計算期間 (平成22年6月17日現在)	第2期中間計算期間 (平成23年5月29日現在)
1 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はあります。	1 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
2 時価の算定方法 投資信託受益証券、親投資信託受益証券 (中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2 時価の算定方法 投資信託受益証券、親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左

（重要な後発事象に関する注記）

第1期中間計算期間 (自平成21年12月18日（設定日） 至平成22年6月17日)	第2期中間計算期間 (自平成22年11月30日 至平成23年5月29日)
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 開示対象ファンドの中間計算期間における元本額の変動

項目	第1期中間計算期間 (平成22年6月17日現在)	第2期中間計算期間 (平成23年5月29日現在)
期首元本額	1,920,914,127円	1,889,192,974円
期中追加設定元本額	705,785,213円	25,636,576円
期中一部解約元本額	190,933,147円	373,029,993円

2 有価証券関係

第1期中間計算期間 (平成22年6月17日現在)	第2期中間計算期間 (平成23年5月29日現在)
該当事項はありません。	同左

3 デリバティブ取引関係

第1期中間計算期間 (平成22年6月17日現在)	第2期中間計算期間 (平成23年5月29日現在)
該当事項はありません。	同左

4【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】

平成23年6月末現在	資本金	495,000,000円
	発行可能株式総数	39,600株
	発行済株式総数	9,900株

・最近5年間における資本金の増減はありません。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成23年6月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託の本数は合計28本（追加型投資信託17本、単位型投資信託11本）であり、純資産の総額は142,879百万円(百万円未満切捨)です。

（３）【その他】

（１）定款の変更

平成19年6月28日に開催された定時株主総会において、公告の方法に関する定款変更、平成19年8月9日および9月28日に開催された臨時株主総会において、目的に関する定款変更、平成22年10月6日に開催された臨時株主総会において、本店の所在地に関する定款変更が決議されました。

（２）訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

5【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である新生インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成されております。

第9期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成されております。また、第10期事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成されております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）及び第10期事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

財務諸表

(1) 【貸借対照表】

期別		第9期 (平成22年3月31日現在)		第10期 (平成23年3月31日現在)	
科目	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
(資産の部)					
流動資産					
預金	※2		750,015		748,455
前払費用			5,719		7,918
未収委託者報酬			209,939		189,465
未収運用受託報酬			16,877		22,526
未収収益			12,450		7,545
繰延税金資産			6,741		1,051
差入保証金	※2		29,082		—
流動資産計			1,030,827		976,962
固定資産					
有形固定資産			7,541		51,809
建物	※1	3,950		47,094	
器具備品	※1	3,591		4,714	
無形固定資産			7,663		5,509
ソフトウェア		7,470		5,390	
商標権		193		118	
投資その他の資産			605		44,119
差入保証金	※2	—		44,119	
繰延税金資産		605		—	
固定資産計			15,811		101,438
資産合計			1,046,639		1,078,401

期別		第9期 (平成22年3月31日現在)		第10期 (平成23年3月31日現在)	
科目	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
(負債の部)					
流動負債					
未払金			206,200		171,204
未払手数料	※2	124,082		110,179	
その他未払金	※2	82,118		61,025	
未払費用			17,836		10,667
未払法人税等			19,542		3,927
未払消費税等			3,498		2,406
固定資産処分損失引当金			5,305		—
その他			23		983
流動負債計			252,407		189,189
固定負債					

資産除去債務			—		26,798
繰延税金負債			—		9,845
固定負債計			—		36,644
負債合計			252,407		225,834
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			495,000		495,000
利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		299,231		357,566	
利益剰余金合計			299,231		357,566
株主資本合計			794,231		852,566
純資産合計			794,231		852,566
負債・純資産合計			1,046,639		1,078,401

(2) 【損益計算書】

期別		第9期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)		第10期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	
科目	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
営業収益					
委託者報酬		1,737,419		1,571,807	
運用受託報酬		125,022		122,817	
その他営業収益		40,426		26,532	
営業収益計			1,902,869		1,721,157
営業費用					
支払手数料	※1	1,076,307		969,557	
広告宣伝費		52,884		34,827	
公告費		600		600	
調査費					
図書費		590		586	
調査費		106,657		109,811	
委託計算費		29,530		25,355	
営業雑経費					
通信費		1,941		1,840	
印刷費		14,118		13,862	
協会費		2,995		3,017	
その他営業雑経費		1,850		6,812	
営業費用計			1,287,474		1,166,270
一般管理費					
給料					
役員報酬		28,275		25,290	
給料・手当		221,833		204,317	
賞与		41,410		34,115	
退職給付費用		36,846		35,669	

交際費		1,008		599	
旅費交通費		11,586		10,438	
租税公課		4,823		4,139	
不動産賃借料		36,248		37,458	
固定資産減価償却費		5,349		4,711	
資産除去債務利息費用		—		137	
諸経費		77,736		66,498	
一般管理費計			465,118		423,375
営業利益			150,276		131,511
営業外収益					
受取利息	※1	112		123	
雑収入		751		3	
営業外収益計			864		126
営業外費用					
雑損失		230		1	
営業外費用計			230		1
経常利益			150,910		131,636
特別損失					
固定資産処分損失引当金繰入額	※2	629		—	
固定資産除却損		—		1,380	
移転関連費用	※3	—		12,891	
特別損失計			629		14,271
税引前当期純利益			150,281		117,365
法人税、住民税及び事業税	※1	68,454		42,887	
法人税等調整額		△ 6,816	61,637	16,142	59,029
当期純利益			88,643		58,335

(3) 【株主資本等変動計算書】

第9期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(単位：千円)

株主資本		
資本金	前期末残高	495,000
	当期末残高	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	210,587
	当期変動額 当期純利益	88,643
	当期末残高	299,231
利益剰余金合計	前期末残高	210,587
	当期変動額	88,643
	当期末残高	299,231
株主資本合計	前期末残高	705,587
	当期変動額	88,643
	当期末残高	794,231

純資産合計	前期末残高	705,587
	当期変動額	88,643
	当期末残高	794,231

第10期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(単位：千円)

株主資本		
資本金	前期末残高	495,000
	当期末残高	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	299,231
	当期変動額 当期純利益	58,335
	当期末残高	357,566
利益剰余金合計	前期末残高	299,231
	当期変動額	58,335
	当期末残高	357,566
株主資本合計	前期末残高	794,231
	当期変動額	58,335
	当期末残高	852,566
純資産合計	前期末残高	794,231
	当期変動額	58,335
	当期末残高	852,566

〔重要な会計方針〕

項目	第9期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第10期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
1. 固定資産の減価償却の方法	① 有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15年 器具備品 3～15年 ② 無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。	① 有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3～38年 器具備品 3～20年 ② 無形固定資産 同左

2. 引当金の計上基準	① 固定資産処分損失引当金 将来の事務所移転に伴う有形固定資産の除却損及び原状回復費用等について、契約書等に基づき合理的に算出した損失見込み額を計上したものであります。	—
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	① 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。 ② 連結納税制度の適用 親会社である株式会社新生銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。	① 消費税等の会計処理 同左 ② 連結納税制度の適用 同左

〔会計処理方法の変更〕

第9期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第10期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
—	当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 この変更による営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

〔注記事項〕

(貸借対照表関係)

第9期 (平成22年3月31日現在)	第10期 (平成23年3月31日現在)
※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 2,645千円 器具備品 14,223千円	※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,281千円 器具備品 9,839千円
※ 2. 関係会社に対する資産及び負債 預金 393,907千円 差入保証金 29,082千円 未払手数料 66,518千円 その他未払金 46,861千円	※ 2. 関係会社に対する資産及び負債 預金 541,584千円 差入保証金 44,119千円 未払手数料 62,890千円 その他未払金 29,399千円

当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。

当該金額のうち、29,349千円は、連結法人税額の当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。

（損益計算書関係）

第9期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第10期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)												
※ 1.関係会社との取引 <table> <tr> <td>支払手数料</td><td>452,491千円</td></tr> <tr> <td>受取利息</td><td>112千円</td></tr> <tr> <td>法人税、住民税及び事業税</td><td>46,861千円</td></tr> </table> 当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。 ※ 2.固定資産処分損失引当金繰入額629千円は、当期取得をした有形固定資産について、将来の事務所移転に伴う除却損を合理的に算出した損失見込額と賃貸面積縮小に伴い、将来の事務所移転に係る原状回復費用等について算出した引当戻入額とを相殺した金額であります。	支払手数料	452,491千円	受取利息	112千円	法人税、住民税及び事業税	46,861千円	※ 1.関係会社との取引 <table> <tr> <td>支払手数料</td><td>487,624千円</td></tr> <tr> <td>受取利息</td><td>123千円</td></tr> <tr> <td>法人税、住民税及び事業税</td><td>29,349千円</td></tr> </table> 当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。 — ※ 3.移転関連費用12,891千円は、事務所移転に伴い発生した金額であります。	支払手数料	487,624千円	受取利息	123千円	法人税、住民税及び事業税	29,349千円
支払手数料	452,491千円												
受取利息	112千円												
法人税、住民税及び事業税	46,861千円												
支払手数料	487,624千円												
受取利息	123千円												
法人税、住民税及び事業税	29,349千円												

（株主資本等変動計算書関係）

第9期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)					第10期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)				
発行済株式に関する事項					発行済株式に関する事項				
株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	9,900	—	—	9,900	普通株式(株)	9,900	—	—	9,900

（リース取引関係）

第9期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第10期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
該当事項はありません。	同左

（金融商品関係）

第9期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び

「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に対する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当社が保有する金融資産は、主として国内金融機関に対する預金であり、預入先である金融機関の信用リスクに晒されております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、計算の対象となるそれぞれのファンドに組み入れられている有価証券等の信用リスク、運用リスク及び市場リスクに晒されており、差入保証金は、預入先である貸貸人の信用リスクに晒されております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク

当社は、保有する金融資産の預入先である金融機関について、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しており、また差入保証金の預入先である貸貸先についても、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、ファンドの運用に係る会社の格付け、または財務状況等の信用リスクを定期的にモニタリングしております。

②運用リスク

当社はリスク管理規定に従い、ファンドが組入れる資産配分及び信託約款等の遵守状況をモニタリングし、その結果をリスク管理委員会に報告しております。リスク管理委員会がその報告を受けて、ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用部に対しその改善の指示を行います。

③市場リスク

当社はリスク管理規定に従い、市場リスク（金利リスク、価額変動リスク及び為替リスク）の管理を行っております。ファンドが参照するベンチマークのボラティリティ等を参考にして、市場リスクのモニタリングを行っており、その結果をリスク管理委員会に報告しております。ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用部に対し改善の指示を行います。

④流動性リスク

当社は金融負債における未払手数料については、資金繰表によりキャッシュフローを管理しております。また、その他未払金についても、毎月将来発生する支払金額を集計して資金繰りを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額

①預金	750,015	750,015	—
②未収委託者報酬	209,939	209,939	—
③未収運用受託報酬	16,877	16,877	—
④差入保証金	29,082	27,106	△1,975
資産計	1,005,915	1,003,939	△1,975
①未払手数料	124,082	124,082	—
②その他未払金	82,118	82,118	—
負債計	206,200	206,200	—

(2) 時価の算定方法

資 産

①預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④差入保証金

差入保証金については、短期間で決済されるため、帳簿価額から原状回復費用の見積額を控除した金額によっております。

負 債

①未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
①預金	750,015
②未収委託者報酬	209,939
③未収運用受託報酬	16,877
④差入保証金	29,082
合計	1,005,915

第10期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に対する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当社が保有する金融資産は、主として国内金融機関に対する預金であり、預入先である金融機関の信用リスクに晒されております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、計算の対象となるそれぞれのファンドに組み入れられている有価証券等の信用リスク、運用リスク及び市場リスクに晒されており、差入保証金は、預入先である賃貸人の信用リスクに晒されております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク

当社は、保有する金融資産の預入先である金融機関について、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しており、また差入保証金の預入先である賃貸先についても、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、ファンドの運用に係る会社の格付け、または財務状況等の信用リスクを定期的にモニタリングしております。

②運用リスク

当社はリスク管理規定に従い、ファンドが組入れる資産配分及び信託約款等の遵守状況をモニタリングし、その結果をリスク管理委員会に報告しております。リスク管理委員会がその報告を受けて、ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用部に対しその改善の指示を行います。

③市場リスク

当社はリスク管理規定に従い、市場リスク（金利リスク、価額変動リスク及び為替リスク）の管理を行っております。ファンドが参照するベンチマークのボラティリティ等を参考にして、市場リスクのモニタリングを行っており、その結果をリスク管理委員会に報告しております。ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用部に対し改善の指示を行います。

④流動性リスク

当社は金融負債における未払手数料については、資金繰表によりキャッシュフローを管理しております。また、その他未払金についても、毎月将来発生する支払金額を集計して資金繰りを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
①預金	748,455	748,455	—
②未収委託者報酬	189,465	189,465	—
③未収運用受託報酬	22,526	22,526	—
④差入保証金	44,119	27,016	△17,103

資産計	1,004,567	987,463	△17,103
①未払手数料	110,179	110,179	—
②その他未払金	61,025	61,025	—
負債計	171,204	171,204	—

(2) 時価の算定方法

資 産

①預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④差入保証金

差入保証金については、使用見込期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

①未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	5年超
①預金	748,455	
②未収委託者報酬	189,465	
③未収運用受託報酬	22,526	
④差入保証金		44,119
合計	960,447	44,119

(有価証券関係)

第9期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第10期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
該当事項はありません。	同左

（デリバティブ取引関係）

第9期 （自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日）	第10期 （自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）
当社は、デリバティブ取引を行っておりません ので、該当事項はありません。	同左

（セグメント情報等）

第10期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）」を適用しております。

1. セグメント情報

第9期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

第10期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

（1）サービスごとの情報

資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

	エマージング・カレンシー・ 債券ファンド（毎月分配型）	新生・UTIインド ファンド
営業収益	924,925	345,339

（注）

当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。

（資産除去債務関係）

第10期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております

す。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	期末残高
—	26,661	137	26,798

(関連当事者情報)

第9期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株式会社 新生銀行	東京都 千代田区	476,296	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	452,491	未払 手数料	66,518
							連結法人税額のうち連結納税親会社への支出	46,861	その他 未払金	46,861
							敷金の返還	△11,566	差入 保証金	29,082

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

第10期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株式会社 新生銀行	東京都 中央区	512,204	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	487,624	未払 手数料	62,890
							連結法人税額のうち連結納税親会社への支出	29,349	その他 未払金	29,349
							敷金の返還	△29,082	差入 保証金	44,119
							敷金の差入	44,119		

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

(税効果会計関係)

第9期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第10期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 ①流動資産 未払事業税 4,582千円 固定資産処分損失引当金 1,583千円 その他特別損失 575千円 小計 6,741千円 ②固定資産 その他 605千円 小計 605千円 繰延税金資産合計 7,347千円	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 ①流動資産 未払事業税 1,051千円 小計 1,051千円 ②固定資産 資産除去債務 10,904千円 その他 891千円 評価性引当額 △10,904千円 繰延税金負債(固定)との相殺 △891千円 小計 — 千円 繰延税金資産合計 1,051千円 繰延税金負債 ①固定負債 建物(除去費用) △10,737千円 繰延税金資産(固定)との相殺 891千円 小計 △9,845千円 繰延税金負債合計 △9,845千円 差引：繰延税金負債の純額 8,794千円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため、注記を省略しております。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 40.69% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 0.20% 住民税均等割額 0.23% 評価性引当額の増減 9.29% その他 △0.11% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 50.30%

(退職給付関係)

第9期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第10期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。	親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。

(1株当たり情報)

第9期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第10期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
1株当たり純資産額 80,225円38銭 1株当たり当期純利益 8,953円90銭 (注) 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。 2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものがあります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。	1株当たり純資産額 86,117円85銭 1株当たり当期純利益 5,892円47銭 (注) 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。 2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものがあります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。

(重要な後発事象)

第9期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第10期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
該当事項はありません。	同左

独立監査人の中間監査報告書

平成23年7月21日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会

御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

青木 裕 晃

印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

山田 信 之

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている中国インド・ダイナミック・グロース・ファンドの平成22年11月30日から平成23年5月29日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、中国インド・ダイナミック・グロース・ファンドの平成23年5月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成22年11月30日から平成23年5月29日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年6月14日

新生インベストメント・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木裕晃	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田信之	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※上記は、当社（新生インベストメント・マネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年7月22日

新生インベストメント・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ			
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木 裕晃	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 信之	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている中国インド・ダイナミック・グロース・ファンドの平成21年12月18日から平成22年6月17日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、中国インド・ダイナミック・グロース・ファンドの平成22年6月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成21年12月18日から平成22年6月17日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ※ 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月11日

新生インベストメント・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木 裕晃	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 信之	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※上記は、当社（新生インベストメント・マネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。